

ご存じですか！！

在籍型出向による雇用維持

コロナの影響で休業を実施しているが、受注が戻るまで従業員の雇用を維持したい

人手不足の状況であるが、受注が増加しているので人員を確保したい

在籍型出向を検討したいが実施したことはなく、できれば助成金などを活用したいが

ご案内

産業雇用安定助成金を活用してみてもいかがでしょうか (詳細はQRコードで厚生労働省HPへ)



★NEW 令和3年8月1日より制度改正

◆独立性が「認められない(子会社間の出向等)出向も対象となります
ただし、要件がありますので、要領等でご確認いただくか窓口等でご相談ください

◆出向元、出向先両事業主に支給(出向元と出向先ともに支給要件を満たすこと)

◆出向初期経費 助成額**10万円** 加算額**5万円** (出向先・元双方に支給
ただし要件あり)

◆出向運営経費 上限額**1.2万円**(1人1日当たり上限額、負担割合で按分)

◆出向先の相談(無料)(公財) 産業雇用安定センター栃木事務所でご相談できます
☎ 028-623-6181

申請手続き等は裏面

助成率・助成額

出向運営経費（出向期間中の賃金、労務管理経費等出向中に要する経費の一部を助成）

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
独立性が認められない事業主間の出向 ※（特例）	2 / 3	1 / 2
上限額（出向元と出向先との合計額）	12,000円/日(支給対象期間の上限は1年)	

※（特例）：令和3年8月1日以降に開始した在籍型出向に限る

出向初期経費（就業規則や出向契約書の整備費用、備品整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成）

※独立性が認められない子会社間等の出向は支給されません

	出向元	出向先
助成額（双方が要件を満たせば、双方に助成）	1人あたり10万円	1人あたり10万円
加算額（双方が要件を満たせば、双方に助成）	1人あたり5万円	1人あたり5万円

令和3年8月1日施行の制度改正により、支給要件等が変更となっております
詳細は、下記の〈お問い合わせ先〉にてご確認ください。

支給までの流れ（申請用紙はQRコードで厚生労働省HPへ）



出向元事業主と出向先事業主との契約、労働組合などとの協定、出向予定者の同意



出向計画届の提出・要件の確認（出向元が、出向先の書類とまとめて一緒に提出）



出向の開始



支給申請・助成金受給（出向元と出向先が支給申請書を作成し、出向元がまとめて提出）
※計画・申請はオンラインでも受付ています

ぜひ、ご相談ください

〈お問い合わせ先〉 栃木労働局 職業安定部 職業対策課 助成金事務センター
☎ 028-614-2263